

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者※1についても、児童発達支援※2及び放課後等デイサービス※3を提供することができることとすること等のため、所要の改正をしようとするものである。

※1 訪問看護（居宅において介護を受ける要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の支援又は必要な診療の補助をいう。）及び小規模多機能型居宅介護（居宅において介護を受ける要介護者について、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。）の組合せにより提供されるサービスの事業を行う者をいう。

※2 未就学の障害児について、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導等を行うサービスをいう。

※3 就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

2 改正の概要

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者に加え、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者についても、児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することができることとするとともに、当該サービスを提供する際に満たすべき基準のうち、登録定員及び利用定員に係る基準について、所要の規定の整備をすることとする。

(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めることに加え、当該障害児が通い、在学し、又は在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等についても、その相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととする。

(3) 主として重症心身障害児※4を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数並びに利用定員に係る基準について、指定児童発達支援事業所と同様の基準を設けることとする。

※4 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。

3 施行期日

平成27年4月1日